

アクア松本寿北訪問看護ステーション 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

松本市 指定 第 2060290455 号

当事業所はご利用者に対して指定訪問看護サービス（以下「サービス」という）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

法人名	株式会社スタッフシュウエイ
法人所在地	愛知県東海市名和町後西 19 番地
連絡先	052-601-3366
代表者氏名	代表取締役 内藤 明

2. 事業所の概要

事業の目的 運営方針	① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。 ② 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
事業所の名称	アクア松本寿北訪問看護ステーション
事業所の所在地	長野県松本市寿北 5 丁目 1 番 9 号
連絡先	TEL 0263-88-5955 FAX 0263-88-5954
設立年月	令和 6 年 1 月 1 日
第三者評価実施の有無	なし

3. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して指定訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 令和 6 年 1 月 1 日現在

職種	人数	勤務形態等
管理者	1 名	管理者
訪問看護師	名	常勤換算 2.5 人以上

4. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域	松本市
事務所の営業日・営業時間	月曜～日曜 9:00～18:00
その他	24 時間対応可能

5. 当事業所が提供するサービス内容・料金

(1) サービス内容

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 療養生活の支援（清潔・排泄・食事など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の看護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護
- ⑨ その他医師の指示による医療処置等

(2) 利用料金

介護保険対象の方 『アクア松本寿北訪問看護ステーション 料金一覧表 【介護保険】』参照

医療保険対象の方 『アクア松本寿北訪問看護ステーション 料金一覧表 【医療保険】』参照

○利用者負担金

利用者負担金については、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法に規定される負担割合に応じて支払いを受けるものとします。

(3) 利用料金のお支払い方法

- ・前記（2）の料金・費用は、1ヶ月分をまとめて請求させていただきます。
- ・支払方法：金融機関口座からの自動振替となります。
- ・支払日：サービス提供月の翌月27日に振替口座より引き落とさせていただきます。

(4) 利用の中止、変更、追加

- ・ 利用予定日の前に、ご利用者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止又は変更、もしくはサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日午後3時までには事業者申し出て下さい。
- ・ 利用予定日の前日までに申し出がなく、利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日午後3時まで申し出があった場合	無料
利用予定日の前日午後3時まで申し出がなかった場合	当日の利用料金の50%

- ・ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. サービス利用にあたっての留意事項

(1) サービス提供を行う訪問看護師

サービスの提供にあたっては、複数の訪問看護師が交代してサービスを提供します。

(2) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

利用者は「5 当事業所が提供するサービス内容・料金」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

②訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

但し、事業者は訪問看護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問看護サービス実施のために必要な居室の備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で 使用させていただきます。

(3) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(4) 事故時の対応

事業所は、利用者に対する看護サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、すみやかに必要な処置を講じます。

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は全職員が受け付けますが、苦情受け付け窓口も設けてあります。

苦情受付窓口	アクア松本寿北訪問看護ステーション 0263-88-5955
担当者	小池 輝

(2) 当事業所以外の苦情受付機関

松本市健康福祉部高齢福祉課	ご利用時間 平日 8:30～17:15 電話番号 0263-34-3213
長野県国民健康保険団体連合会	ご利用時間 平日 9:00～17:00 電話番号 026-238-1580

アクア松本寿北訪問看護ステーション 料金一覧表【医療保険】

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合(1～3割)により算定します。

介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも次の場合は適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

1 厚生労働大臣が定める疾病等の場合

- ①多発性硬化症 ②重症筋無力症 ③スモン ④筋萎縮性側索硬化症 ⑤脊髄小脳変性症
⑥ハンチントン病 ⑦進行性キンジストロフィー症 ⑧パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、及びパーキンソン病(ホエーン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度の者に限る) ⑨多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群) ⑩プリオン病 ⑪亜急性硬化性全脳炎
⑫後天性免疫不全症候群 ⑬頸髄損傷 ⑭人工呼吸器を使用している場合

2 病状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合

3 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

サービス名			単位数		
			1割負担	2割負担	3割負担
基本利用料					
訪問看護基本療養費(Ⅱ) 3人以上/日　1回につき	正看護師	週3日目まで	278	556	834
		週4日目以降	328	656	984
	准看護師	週3日目まで	253	506	759
		週4日目以降	303	606	909
緩和・褥瘡ケアの専門看護師(同一日に共同の訪問看護)			1,285	2,570	3,855
訪問看護管理療養費	月の初日		767	1,534	2,301
	2日目以降(訪問看護管理療養費Ⅰ)		300	600	900
	2日目以降(訪問看護管理療養費Ⅱ)		250	500	750
症状やサービス提供時間、サービス内容により加算					
早朝・夜間加算			210	420	630
深夜加算			420	840	1,260
難病等複数回訪問加算	1日2回まで		450	900	1,350
	1日3回以上		800	1,600	2,400
複数名訪問看護加算	正看護師		450	900	1,350
	准看護師		380	760	1,140
	看護補助者	1日1回	300	600	900
		1日2回	600	1,200	1,800
		1日3回以上	1,000	2,000	3,000
長時間訪問看護・指導加算 (1回あたり)	特別な管理を必要とするご利用者に対して、90分を超える長時間の訪問を要する者に対し、訪問看護・指導を実施した場合に加算		520	1,040	1,560

利用者の負担金額(1単位10.21円の利用者負担割合で計算)を徴収させていただきます。

サービス名	内 容 ※早朝・夜間 6:00-8:00・18:00-22:00 日中 8:00-18:00 深夜 22:00-6:00		利用者負担額 (円)			
			1割負担	2割負担	3割負担	
基本利用料						
訪看Ⅰ 1	所要時間20分未満	正看護師	日中	321	641	962
訪看Ⅰ 1・夜			早朝・夜間	402	803	1,204
訪看Ⅰ 1・深			深夜	481	962	1,443
訪看Ⅰ 1・准		准看護師	日中	289	578	867
訪看Ⅰ 1・准・夜			早朝・夜間	362	723	1,085
訪看Ⅰ 1・准・深			深夜	434	868	1,302
訪看Ⅰ 2	所要時間20-30分未満	正看護師	日中	481	962	1,443
訪看Ⅰ 2・夜			早朝・夜間	602	1,203	1,804
訪看Ⅰ 2・深			深夜	722	1,444	2,166
訪看Ⅰ 2・准		准看護師	日中	433	866	1,299
訪看Ⅰ 2・准・夜			早朝・夜間	542	1,083	1,624
訪看Ⅰ 2・准・深			深夜	650	1,299	1,948
訪看Ⅰ 3	所要時間30-60分未満	正看護師	日中	841	1,681	2,521
訪看Ⅰ 3・夜			早朝・夜間	1,051	2,102	3,152
訪看Ⅰ 3・深			深夜	1,261	2,522	3,783
訪看Ⅰ 3・准		准看護師	日中	757	1,513	2,270
訪看Ⅰ 3・准・夜			早朝・夜間	946	1,891	2,837
訪看Ⅰ 3・准・深			深夜	1,136	2,271	3,406
訪看Ⅰ 5		PT/OT	日中	301	601	901
症状やサービス提供時間、サービス内容により加算						
緊急時訪問看護加算1 (1月あたり)	24時間常時緊急訪問を行うことができる体制がある。			586	1,172	1,758
初回加算 (1回あたり)	過去2月間において、当該訪問看護事業所から訪問看護(医療保険の訪問看護含む)の提供をうけていない場合であって、新たに訪問看護計画書を作成した場合			307	613	919
長時間訪問看護加算	特別管理加算の対象者について、1回の時間が1時間30分を超えた場合			307	613	919
複数名訪問看護加算(Ⅰ) 看護師2名 (1回あたり)	同時に2人の職員が1人の利用者に対し訪問した場合 ①利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難と認められた場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められた場合 基本利用料の項目に加算されます。	30分未満	260	519	778	
		30分以上	411	821	1,232	
複数名訪問看護加算(Ⅱ) 看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合 (1回あたり)		30分未満	206	411	616	
		30分以上	324	648	971	